

## 取引デジタルプラットフォーム官民協議会運営要領

### 1 目的

本協議会は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項に基づき組織され、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的とする。

### 2 活動内容

本協議会は、上記の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 取引デジタルプラットフォーム提供者による法第3条の措置等の取組状況の共有
- (2) 法第4条の取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請その他の関連情報の共有
- (3) 法第5条の販売業者等情報の開示請求の事案・課題等の共有
- (4) (1)ないし(3)その他の法の施行状況の取りまとめ及び共有
- (5) 取引デジタルプラットフォーム提供者を構成員とする団体に所属しない取引デジタルプラットフォーム提供者、消費者等への周知・広報手法の検討
- (6) 取引デジタルプラットフォームを取りまく事業環境の動向、海外の制度・事例等の共有のほか、デジタル化の進展を踏まえた消費者取引の動向・課題等の共有
- (7) 個別事案（悪質業者の手口の情報、商品等の特性上速やかな対応が必要な事案等）の共有、対処の検討、取引デジタルプラットフォーム提供者を構成員とする団体に所属しない取引デジタルプラットフォーム提供者への周知・広報手法の検討等の実務的な課題についての意見交換等
- (8) 上に掲げるもののほか、法第7条の定める本協議会の事務等のために必要な活動

### 3 構成員等

#### (1) 構成員

構成員は、以下のア又はイに該当し、かつ、反社会的勢力に該当せず、反社会的勢力と関わりを持たない者とする。

ア 法第6条第1項に基づき、国の関係行政機関、取引デジタルプラットフォーム提供者を構成員とする団体、独立行政法人国民生活センター、地方公共団体又は消費者団体

イ 法第6条第2項に基づき、学識経験を有する者その他の官民協議会が必要と認める者

#### (2) 入会等

ア 本協議会の構成員となろうとする者は、本運営要領に同意の上、事務局に対して

加入申込書を提出して申込みを行う。

イ 構成員は、官民協議会の事務に従事する者を事務局に登録するものとする。

### (3) 事務局

本協議会に係る運営事務は、消費者庁及び同庁からの委託を受けた者が行う。

## 4 議事

本協議会の議事は次のとおり行うこととする。

- (1) 議事進行を行う議長を置く。
- (2) 年2回程度の開催を基本とする。
- (3) 議事は原則公開とする。また、議事概要を作成し、資料とともに公表する。ただし、上記2(7)の活動等において、必要に応じて議事を非公開とすることがある。また、議事概要及び資料の全部又は一部を公表しないものとすることがある。
- (4) 上記のほか、2(7)の活動等については、必要に応じて随時、一部の構成員で意見交換等を行うことができる。

## 5 秘密保持義務等

- (1) 本協議会に従事する者又は本協議会の事務に従事していた者は、法第8条に基づき、2(7)の活動等において非公開の議事の下で得た情報等、官民協議会の事務に関して知り得た秘密<sup>1</sup>を漏らしてはならない。
- (2) 構成員が事務局に情報を提供する場合又は事務局が構成員に情報を提供する場合、秘密の有無を明示することとする。
- (3) 構成員又は事務局は情報を提供するに際し、以下のとおり情報の共有範囲を個別に指定することができる。
  - ア 構成員は、事務局に対し情報を提供するに際し、当該情報の共有範囲を指定することができる。事務局を含め、何人も、当該構成員の同意を得ることなく、当該共有範囲を超えて情報の共有を行ってはならない。
  - イ 事務局は、構成員に対し情報を提供するに際し、当該情報の共有範囲を指定することができる。何人も、事務局の同意を得ることなく、当該共有範囲を超えて情報の共有を行ってはならない。

## 6 その他

本運営要領に定めるもののほか、本協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局で決定する。

---

<sup>1</sup> 具体的にある事実が「秘密」に該当するかどうかは、事案ごとに個別に判断することになるが、一般論としては、例えば、事業者の営業秘密、消費者のプライバシーに関する情報等が考えられる。